

令和 7 年度 制度改正版

精神科認定看護師制度 ガイドブック(暫定版)

一般社団法人日本精神科看護協会

精神科認定看護師受講資格審査

精神科認定看護師受講資格審査（以下、受講資格審査）は、精神科認定看護師教育課程の入学試験に該当する。受講資格審査の出願にあたっては、以下の内容を確認し、指定された出願期間内に書類を提出することが必要である。

1. アドミッションポリシー

日本精神科看護協会では、「精神科看護の知識や技術を用いて質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成する」という精神科認定看護師教育課程の基本理念に基づき、精神科認定看護師を養成している。この教育理念を実現するため本教育課程では、以下のアドミッションポリシーに示すような人を求めている。

表1 アドミッションポリシー

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 基本的人権を尊重できる人2. やさしさ・温かさを有する人3. 自分の意見を率直に伝えられる人4. 他者の意見に耳を傾けられる人5. 精神科看護の実践において熱意をもって取り組める人6. 困難な課題であっても、諦めず他者と協力して取り組める人7. 社会や組織の動向に関心をもちつづけられる人8. 現場を超え、地域や社会の課題に疑問をもち考えられる人9. 精神科医療・看護・福祉に関する基礎的知識を備えている人10. 基本的な文章表現力が備わっている人 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2. 実施について

- 1) 受講資格審査は、本協会の教育認定委員会により実施する。
- 2) 受講資格審査は、年1回実施する。ただし、募集人員に満たなかった場合は、二次募集を行うことがある。
- 3) 受講資格審査の募集人員、出願期間、審査日程、審査会場等については「精神科認定看護師受講資格審査出願要項」に提示し、本協会ホームページ（以下、「日精看オンライン」）および日精看ニュース等において公表する。

3. 出願要件について

受講資格審査に出願できる者は、出願の時点で表2の要件を満たすことが必要である。出願要件を満たしているか不明確な場合は、表3を参照すること。

表2 受講資格審査の出願要件

- | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 日本国の看護師の免許を有すること。2. 精神科認定看護師として必要な実務経験を積んでいること。
ここで必要な実務経験とは、看護師の資格取得後、通算5年以上の看護実務に従事し、そのうち通算3年以上は精神科看護実務に従事していること。 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

表3 精神科看護に該当する勤務経験の例

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・精神科病院、精神科病棟、精神科外来における勤務・精神科以外の病院や施設での認知症患者やせん妄、うつ状態の患者に対する看護・精神障がい者や認知症患者に対する訪問看護・精神障害、知的障害、発達障害等の施設や事業所における勤務・精神保健福祉センター、保健所、教育機関、一般企業等における精神保健に関する業務 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

4. 出願手続きについて

1) 出願書類について

- ・受講資格審査に出願する者は、出願書類（表4）を教育認定委員会に提出する。
- ・記載にあたっては、受講資格審査出願要項と合わせて日精看オンラインで公表している「出願の手引き」を確認すること。なお、書類に不備がある場合は受理しない。

表4 受講資格審査の出願書類

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 精神科認定看護師受講資格審査出願書（様式1）※2. 受講資格審査出願者勤務状況証明書（様式2）3. 精神科看護実践事例報告書（様式3）4. 看護師の免許証の写し（A4サイズにコピー）
※共通科目の履修免除を希望する場合は、特定行為研修修了証の写し（A4サイズにコピー）を提出すること。 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2) 出願書類の入手方法

- ・出願書類は、日精看オンラインからダウンロードすることができる。

3) 出願書類の記入方法

- ・出願書類はA4サイズでプリントアウトする。
- ・記入にあたっては、パソコンで作成しても、手書きでもどちらでも差し支えない。
- ・具体的な記入方法や記入上の注意事項は「出願の手引き」を日精看オンラインで確認すること。

4) 出願書類の提出について

- ・出願書類は、日精看オンラインに公開している「精神科認定看護師受講資格審査出願要項」で出願期間と提出先を確認し、その期間内に必着で郵送する。
- ・郵送にあたっては、配達状況を確認できる特定記録郵便やレターパックなどを利用することを推奨する。出願書類の配達状況に関する問い合わせは受け付けない。

5. 履修免除について

- ・特定行為研修修了者は、精神科認定看護師教育課程の共通科目の履修免除を申請することができる（共通科目の受講を希望する場合は、申請の必要はない）。
- ・履修免除の申請を行う場合は、様式1に必要事項を記載し、特定行為研修修了証の写し（A4サイズにコピー）を出願書類と合わせて提出する。
- ・受講資格審査に合格後、共通科目（335時間）の受講および受講料を免除する。

6. 受講資格審査料について

- ・受講資格審査料は、上記の出願書類を受理した後に送られる振込用紙により期日までに支払う。
- ・出願の時点で本協会に入会をしている場合（当該年度の会費を支払っていること）場合は会員価格とし、本協会に入会をしていない場合は非会員価格とする。

7. 審査について

- ・受講資格審査は書類審査と小論文審査によって、教育認定委員会により合否を判定する。
- ・書類審査は、出願書類として提出された書類について審査する。
- ・小論文審査は、当日、審査会場において実施（原稿用紙に手書きの予定）する。
- ・審査結果は、文書で本人に通知する。また、合格者の受験番号を日精看オンラインで公表する。
- ・やむを得ない理由により受審できなかった者は教育認定委員会の承認があった場合は追試験を受けることができる。

8. 合格後の手続きについて

- ・審査に合格した者は精神科認定看護師志願者（以下、認定志願者）として認定志願者名簿に登録され、精神科認定看護師教育課程を受講することができる。
- ・審査に合格した者は精神科認定看護師教育課程の受講のための申込み等の手続きが必要である。また、受講料は指定された期日までに支払うものとする。

精神科認定看護師教育課程

本教育課程は、精神科看護の高度な専門性を備えた精神科認定看護師としての役割を果たすため、必要な知識と看護実践能力を確実に修得できるように編成した。

1. 基本理念

精神科看護の知識や技術を用いて質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成する。

2. 教育目的

質の高い精神科看護の実践・相談・指導ができる精神科認定看護師を養成するために、これまでに蓄積された知識や技術と最新のエビデンスを基盤として、精神科認定看護師に求められる能力を涵養し、総合的な能力と豊かな人間性を兼ね備えた人材を育成する。

3. ディプロマ・ポリシー

ディプロマ・ポリシーとは、修了の判定をするための基本的な考え方や方針を示したものである。本教育課程の基本理念に基づき、全ての教育課程を受講し、以下のような能力を身につけた認定志願者を精神科認定看護師教育課程の修了者として認定する。

表5 ディプロマ・ポリシー

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none">1. 対象者が望む生活や希望を聴くことができる（実践）2. 知識を応用して看護実践に活かすことができる（実践）3. 多様な課題を持つ対象者に質の高い看護実践ができる（実践）4. 対象者や組織のニーズを踏まえて相談に応じることができる（相談）5. 倫理的側面をとらえ、対象者の看護実践に活かすことができる（実践・相談・指導）6. 自分の看護実践を言語化し、他者に伝えることができる（指導・知識の発展）7. その時代に相応した看護実践の方法を理解することができる（知識の発展）8. 精神科認定看護師として自己研鑽していく力を付けることができる（知識の発展）9. 現場・組織・地域・社会の状況に応じた役割を選択し、看護実践できる（実践・相談・指導・知識の発展） |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※カッコ内は、精神科認定看護師の役割を示している

4. カリキュラム

カリキュラムは、共通科目、認定科目、演習・実習で構成されている（表6）。各科目とディプロマ・ポリシーの関係性を図1（P.5）に示す。

学習する内容およびスケジュールの詳細はシラバスに掲載する。シラバスは日精看オンラインで公開する。（スケジュールの公開は2025年2月の予定）

1) 共通科目

共通科目は6科目で構成し、看護師として高度な臨床実践能力を養う科目として位置づけている。本教育課程の共通科目は、「特定行為に係る看護師の研修制度」に定められた共通科目と同等の内容で構成された研修会で学ぶ。（注：本教育課程の受講のみでは、特定行為研修修了者にはならない）

2) 認定科目

認定科目は14科目で構成し、精神科認定看護師の役割を理解し、質の高い看護実践力を養う科目として位置づけている。精神科看護の基本となる考え方や精神科認定看護師として必要な力を養う。

3) 演習・実習

演習・実習は3科目で構成し、精神科認定看護師の役割を実践するための能力を養う科目として位置づけている。共通科目、認定科目で学んだ知識とこれまでの経験を総合的に活用し、精神科認定看護師としての役割を実践的に学ぶ。

表6 精神科認定看護師教育課程のカリキュラム一覧

	科目名	時間数
共通科目	臨床病態生理学	40
	臨床推論	60
	フィジカルアセスメント	60
	臨床薬理学	60
	疾病・臨床病態概論	55
	医療安全学／特定行為実践	60
	小計	335
認定科目	ライフサイクルとメンタルヘルス	15
	精神科看護に関連した法規と制度	15
	精神科医療の治療を支える技術	30
	精神科看護学	15
	精神科看護における看護倫理	15
	意思決定支援	15
	関係性を築く技術	15
	安全を守る技術	15
	地域生活を支える技術	15
	リエゾン精神看護	15
	看護研究	15
	教育論	15
	看護マネジメント論	15
	コンサルテーション論	15
	小計	225
演習・実習	総合演習	30
	臨地実習Ⅰ	135
	臨地実習Ⅱ	45
	小計	210
	総時間数	770

※時間数は「45分＝1時間」で表記している（みなし時間）

※15時間＝2日間（1日あたり6時間受講する場合）

ディプロマ・ポリシー		① 対象者が望む生活や希望を聴くことができる	② 知識を応用して看護実践に活かすことができる	③ 多様な課題を持つ対象者に質の高い看護実践ができる	④ 対象者や組織のニーズを踏まえて相談に応じることができる	⑤ 倫理的側面をとらえ、対象者の看護実践に活かすことができる	⑥ 自分の看護実践を言語化し、他者に伝えることができる	⑦ その時代に相応した看護実践の方法を理解することができる	⑧ 精神科認定看護師として自己研鑽していく力を付けることができる	⑨ 現場・組織・地域・社会の状況に応じた役割を選択し、看護実践で
精神科認定看護師の役割	実践	◎	◎	◎		○				○
	相談				◎	◎				○
	指導					○	◎			○
	知識の発展						◎	◎	◎	○
科目名										
共通科目	臨床病態生理学		◎	○	○					○
	臨床推論		◎	○	○					○
	フィジカルアセスメント		◎	○	○					○
	臨床薬理学		◎	○	○					○
	疾病・臨床病態概論		◎	○	○					○
	医療安全学／特定行為実践		◎	○	○	◎				○
認定科目	精神科における看護倫理	○	○	◎	○	◎	○	○		○
	コンサルテーション論	○	○	◎	◎	○	○			○
	意思決定支援	◎	○	◎	○	○				○
	教育論				◎	○	◎		○	
	精神科看護に関連した法規と制度	○	◎	○		○		◎		○
	ライフサイクルとメンタルヘルス		◎	◎	○			○		○
	看護マネジメント論		○	○	◎			○		◎
	看護研究		○	○	○			◎	○	◎
	精神科看護学		○	○				◎		◎
	精神科医療の治療を支える技術	○	◎	◎	○	○		○		○
	安全を守る技術	○	◎	◎	○	○		○		○
	地域生活を支える技術	○	◎	◎	○	○		○		○
	リエゾン精神看護	○	◎	◎	○	○		○		○
	関係性を築く技術	◎	○	◎	○	○	○		○	
演習・実習	総合演習	○	○	○	○	○	◎	○	◎	◎
	臨地実習Ⅰ	○	○	○	○	○	◎	○	○	◎
	臨地実習Ⅱ	○	○	○	○	○	◎	○	○	◎
◎：強い関係性 ○：やや強い関係性 空白：副次的関係ありもしくは関係性なし										

図1 ディプロマ・ポリシーと各科目の関係性

4) 開催方法について

共通科目、認定科目は、本協会が主催する研修会を指定された受講日に受講する。研修会は、オンデマンド配信、ライブ配信、集合研修のいずれかの方法で開催する（表7）。

表7 研修会の開催方法について

	オンデマンド配信	ライブ配信	集合研修
受講日	指定された期間	指定の日時	指定の日時
受講方法	オンライン (e-ラーニングシステム)	オンライン (e-ラーニングシステム、 オンライン会議システム)	会場参加
受講場所	勤務先、自宅等	勤務先、自宅等	東京研修会場 または協会が指定する場所

5) テキストについて

精神科認定看護師教育課程においてテキストの指定はない。ただし、研修会等で参考図書を紹介することがある。

5. 修業年数

- ・精神科認定看護師教育課程の修業年数は原則として1年とする。
- ・やむを得ない理由により全課程の修了ができない場合は、協会事務局認定事業担当に連絡して修業年数を変更する手続きを行う。
- ・定められた期間内に修了できない場合や不正行為があった場合は、それまでに修了した科目は無効とする。

6. 各科目の修了判定について

1) 修了要件について

修了要件は、以下の①、②の基準をいずれも満たしていることが必要であり、科目毎に定める。

- ①各科目に定められた出席時間数が規定以上であること
- ②各科目の評価が合格基準以上であること

2) 出席時間数について

- ・共通科目、認定科目の修了要件を満たすための出席時間数は、表8のとおりである。
- ・必要な出席時間数は、研修会の開催方法により算出方法が異なるので、注意すること。
- ・出席時間数が規定に満たない場合は修了判定を行わない。

3) レポートについて

出席にあたり、課題レポートの提出が求められた場合は、定められた期日までに指定された方法で提出をすること。提出がない場合は、受講を認めない。

4) 欠席について

やむを得ない理由により欠席をした場合は、その理由を証明する書類を提出することにより出席時間数を教育認定委員会で判断する。

表8 必要な出席時間数

	オンデマンド配信研修	ライブ配信研修	集合研修	演習・実習
必要な出席時間数	配信された動画を100%視聴すること	科目毎に規定された時間数の80%以上出席すること	科目毎に規定された時間数の80%以上出席すること	科目毎に規定された時間数の90%以上出席すること

3) 修了判定の方法

- ・修了判定は、科目担当講師が判定の方法をシラバスに定め、科目担当講師により行う。
- ・共通科目については、科目修了試験を実施する。
- ・認定科目については、各科目毎の試験、課題レポート等により判定する。
- ・演習・実習については、課題レポートやプレゼンテーション等により判定する。

4) 試験料

- ・科目修了試験を受ける時は所定の試験料を支払う。
- ・やむを得ない理由により科目修了試験を受けられなかった場合は、追試験を受けることができる。再試験・追試験は、所定の試験料を支払う。

5) 成績の評価方法

成績の評価は、4段階で判定し、A判定からC判定の範囲内である場合は修了と判定し、D判定の場合は再履修とする。

評価	得点
A	80点以上
B	70～79点
C	60～69点
D	59点以下

7. 受講状況の管理

認定志願者の受講履歴や修了判定等については、協会事務局において管理する。

8. 教育施設

1) 研修会場

集合研修の場合は、東京研修会場で実施することを基本とする。そのほかに、本協会が指定する場所で実施する。

●東京研修会場

住 所：〒108-0075 東京都港区港南2 - 12 - 33
品川キャナルビル7F 一般社団法人日本精神科看護協会
電話/FAX：03 - 5796 - 7033 / 03 - 5796 - 7034
アクセス：羽田空港から京浜急行で約20分、東京駅からJR各線で約10分、
「品川駅」下車、港南口より徒歩10分

2) 実習施設

実習Ⅰは、以下の「実習施設要件」および「実習指導者の要件」を満たし、協会が指定した施設において、実習指導者の指導のもと実施する。実習Ⅱは認定志願者の自施設で行うことを基本とする（ただし自施設で実施できない場合は、協会指定実習施設で行う）。

【協会指定実習施設の要件】

- ①本協会および本制度に賛同していること。
- ②教育指導体制が整っていること。
- ③複数の実習生を受け入れられること。
- ④実習目的を達成するための事例数の確保ができること。

【実習指導者の要件】

- ①指導責任者は、看護師長もしくはそれに準ずる職にある者とする。
- ②実習指導者は、精神科認定看護師もしくは精神科看護における経験が5年以上である者、教育認定委員会が指導者としてふさわしい実践能力を有していると判断した者とする。

9. 修学について

1) 精神科認定看護師教育課程 受講のスケジュール

- ・教育課程は4月に開講し、共通科目、認定科目の研修会を4月から10月の間に実施する。
- ・演習・実習は10月から1月に実施する。

前期（研修会受講）		後期（演習・実習期間）	
4月～7月	8月～10月		10月～1月
共通科目	認定科目		演習・実習
看護師として高度な臨床実践能力を養う	精神科認定看護師としての役割を理解し、質の高い看護実践力を養う		精神科認定看護師としての役割を実践するための能力を養う
病態の理解と薬理、医療安全	精神科看護の基本となる考え方		精神科認定看護師としての役割の実践
臨床病態生理学	ライフサイクルとメンタルヘルス		総合演習
臨床推論	精神科看護に関連した法規と制度		臨地実習Ⅰ
フィジカルアセスメント	精神科医療の治療を支える技術		臨地実習Ⅱ
臨床薬理学		精神科看護学	
疾病・臨床病態概論		精神科看護における看護倫理	
医療安全学/特定行為実践		意思決定支援	
		関係性を築く技術	
		安全を守る技術	
		地域生活を支える技術	
		リエゾン精神看護	
	精神科認定看護師として必要な力		
	看護研究	教育論	
		看護マネジメント論	
		コンサルテーション論	



図2 精神科認定看護師教育課程 受講の概要

2) 研修会

(1) 共通科目研修会

- ・各科目の開催方法と受講日数を表9に示す。
- ・それぞれの受講の方法は、下記のとおりである。
 - ①講義：学研メディカルサポートのeラーニングシステムでオンデマンド配信を受講する。視聴後は課題レポートを提出し、確認テストを受ける。
 - ②ライブ配信：研修会システム「マナブル」からオンライン会議システムZoomにアクセスする。オンラインでグループワーク、ディスカッション等を行う。
 - ③集合研修：東京研修会場、または、本協会が指定する場所で開催する。実技やロールプレイ等を行う。

表9 共通科目の開催方法と受講日数

科目名	①講義	②共通科目演習	③共通科目実習
	オンデマンド配信 ¹⁾	ライブ配信	集合研修 ²⁾
臨床病態生理学	10日間	3日間	0.5日間
臨床推論	9日間		
フィジカルアセスメント	6日間	1日間	4.5日間
臨床薬理学	11日間	2日間	1日間
疾病・臨床病態概論	11日間	1日間	
医療安全学/特定行為実践	7日間	3日間	1日間

注1) オンデマンド配信の受講日数は、1日3時間視聴した場合の受講日数である。

注2) 集合研修の受講日数は、3科目（臨床推論、フィジカルアセスメント、医療安全学/特定行為実践）を連続した6日間で行う。

- ・共通科目は、知識を確実に修得するため、図3に示す「①講義」「②共通科目演習」「③共通科目実習」の順で段階的に学習を進める。
- ・「①講義」の完了要件を満たすと「②共通科目演習」に進むことができる。
- ・同様に「②共通科目演習」、「③共通科目実習」についても、完了要件を満たす必要がある。
- ・全ての受講が終了し、完了要件を満たすことができた後、「④科目修了試験」により修了判定を行う。

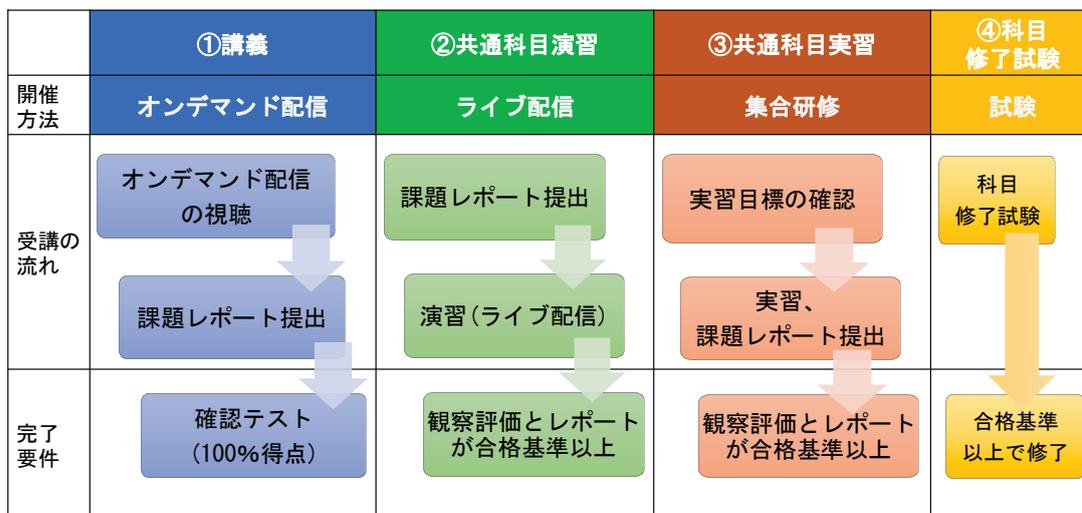


図3 共通科目の受講の流れ（イメージ）

(2) 認定科目研修会

- ・認定科目は、全ての共通科目の修了判定を受けた後に受講することができる。
- ・認定科目研修会は、関連する科目を組み合わせで開催する（表10）。
- ・それぞれの受講の方法は、下記のとおりである。
 - ①オンデマンド配信：研修会システム「マナブル」で決められた期間内に視聴する。
 - ②ライブ配信：研修会システム「マナブル」からオンライン会議システムZoomにアクセスし、講義、グループワーク、ディスカッション等を行う。
 - ③集合研修：東京研修会場、または、本協会が指定する場所で、講義、グループワーク、ディスカッション等を行う。

表10 認定科目の開催方法と受講日数

研修会名	科目名	①オンデマンド配信 ¹⁾	②ライブ配信	③集合研修
認定科目1	ライフサイクルとメンタルヘルス	4日間		
認定科目2	精神科看護に関連した法規と制度	4日間		
認定科目3	精神科医療の治療を支える技術		2日間	
	看護研究		2日間	
認定科目4	精神科看護学			2日間
	精神科看護における看護倫理			2日間
	意思決定支援			2日間
認定科目5	関係性を築く技術			2日間
	精神科医療の治療を支える技術			2日間
認定科目6	コンサルテーション論			2日間
	リエゾン精神看護			2日間
認定科目7	安全を守る技術		2日間	
	地域生活を支える技術		2日間	
認定科目8	教育論			2日間
	看護マネジメント論			2日間

注1) オンデマンド配信の受講日数は、1日3時間視聴した場合の受講日数である。

- ・各科目の受講前後に課題レポートがあり、シラバスに記載された方法（テスト、課題レポート等）により科目毎に修了判定を行う。

科目名	ライフサイクルとメンタルヘルス 精神科看護に関連した法規と制度	精神科医療の治療を支える技術 看護研究 地域生活を支える技術など	精神科医療の治療を支える技術 精神科看護学 精神科看護における看護倫理など
開催方法	①オンデマンド配信	②ライブ配信	③集合研修
受講の流れ			
修了判定	シラバスに記載された指定の方法	シラバスに記載された指定の方法	シラバスに記載された指定の方法

図4 認定科目の受講の流れ（イメージ）

3) 演習・実習

- ・演習・実習は、全ての共通科目、認定科目の修了判定を受けた後に受講することができる。
- ・演習・実習の方法は、ライブ配信、集合研修、協会指定実習施設、自施設での実践などを組み合わせて行う（表11）。

表11 演習・実習の方法

科目名	日数	開催方法
総合演習	4日間	自施設における役割演習 報告会（集合を予定）
臨地実習 I	18日間	実習施設における臨地実習（記録日を含む） 全体会、中間カンファレンス（集合、または、ライブ配信）
臨地実習 II	6日間	実習施設における臨地実習（記録日を含む） 全体会、中間カンファレンス（集合、または、ライブ配信）

- ・各科目の詳細の受講の流れを図5に示す。
- ・演習実施要項、実習要項に受講の詳細を記載する。

科目名	総合演習	臨地実習 I	臨地実習 II
開催方法	自施設での実践 集合研修	協会指定実習施設での実践 ライブ配信	自施設での実践 ライブ配信
受講の流れ			
修了判定	課題レポート提出、 プレゼンが合格基準以上	プレゼン、課題レポート 合格基準以上	プレゼン、課題レポート 合格基準以上

図5 演習・実習の受講の流れ（イメージ）

(1) 総合演習

- ・総合演習は、9月～10月に実施する。
- ・自施設で表12に示す4つの実践演習に取り組み、その結果をグループ報告会（集合の予定）で報告する。
- ・プレゼンテーションや課題レポートなどにより修了判定を行う。

表12 総合演習の概要

科目名	実施内容	実施期間	実施場所
総合演習	・ コンサルテーション実践演習 ・ 看護倫理実践演習	9月下旬頃 (90分×2日間)	自施設
	・ 教育研修実践演習 ・ 事例検討実践演習	10月中旬頃 (90分×2日間)	自施設
	・ グループ報告会	10月下旬頃 (3日間)	東京研修会場 または協会が指定する場所

(2) 臨地実習Ⅰ・臨地実習Ⅱ

- ・実習は、11月～1月に実施する。
- ・実施場所は、表13に示す協会指定実習施設、自施設で実施し、入院医療と外来・在宅部門の両方において実習を行う。
- ・プレゼンテーション、課題レポート、実習の記録物などにより修了判定を行う。

表13 臨地実習Ⅰ、臨地実習Ⅱの概要

科目名	実施内容	実習期間（日数） ¹⁾	実施場所
臨地実習Ⅰ	質の高い看護実践能力を高めるために多様な課題をもつ患者を受け持ち、個別の看護実践を重点的に学習する。	11月～12月 (18日間)	協会指定実習施設
臨地実習Ⅱ	入院から退院、その後の地域生活を含めた一連の医療・福祉の提供体制や関係部門・関係機関の機能やあり方などを、横断的に学ぶ。	1月 (6日間)	認定志願者の自施設 ²⁾

注1) 実習日数には、全体会（実習前）、全体会（実習後）、中間カンファレンス、記録日等を含む。

注2) 自施設で実施できない場合は、協会指定実習施設で行う。

10. 精神科認定看護師教育課程修了試験について

- ・修了試験は、認定志願者がディプロマ・ポリシーに示した姿勢と能力を修得したか否かを判定するために実施する。
- ・認定志願者は、全科目の修了判定を受けた後に、修了試験を受けることができる。
- ・修了試験の合格者に精神科認定看護師教育課程修了証を発行し、精神科認定看護師認定試験の受験資格を与える。
- ・修了試験の実施は、2月に実施する精神科認定看護師認定試験の前日に行う予定である。

これから精神科認定看護師をめざす方へ

受講資格審査の出願期間、開催方法、審査日等は、年度によって異なることがある。出願期間を過ぎると書類の提出は一切受け付けないので、出願にあたっては、日精看オンライン等で出願要項を必ず確認すること。

●書類審査について

書類審査では、受講資格要件の確認、十分な実務経験の有無などを、教育認定委員会において審査を行う。精神科認定看護師として必要な実務経験を受講資格審査出願者勤務状況証明書(様式2)に記載し、上司の証明を受けたものを提出する。

精神科看護に関する具体的な実践経験は、精神科看護実践事例報告書(様式3)を具体的に記載し、看護過程の展開にそって1枚にまとめる。看護過程の展開を理解しておくことは、教育課程の受講にあたり必須となるので、事前学習を推奨する。

●小論文審査について

小論文の審査時間は120分(予定)で、当日に提示されたテーマについて小論文を書く。あらかじめ、小論文の書き方やまとめ方の基本を学習しておくとい。

●教育課程の受講にあたって

精神科認定看護師として必要な知識を確実に習得する観点から出席状況は大変重視している。研修会や実習は全日程に参加できるように各自で調整を行うことになる。そのため、出願にあたっては、研修会と実習の全日程に出席できるように長期間にわたり受講することが可能であるかという点を看護管理者と話し合うことが大切である。共通科目のオンデマンド配信の1日あたりの受講時間は、3時間程度を目安としている。指定された期間にすべての講義を視聴した後、課題レポートを提出する。課題レポート作成等の時間も予定に入れて、余裕のある受講スケジュールを立てることが望ましい。教育課程全体を通して、勤務時間や業務量などについては看護管理者と事前に相談し、学ぶための環境を整えておくとい。

また、健康に不安のある方、育児や介護が必要なご家族のある方も出願にあたっては、十分に検討することを推奨する。勤務の都合や体調不良などにより出席ができない時は、欠席扱いとなり、翌年に再履修が必要になる場合がある。

実習については、本協会指定の実習施設において実施する場合は事前に希望をとるが、希望する施設にならないこともある。

●パソコンに慣れることやインターネット環境を整えること

共通科目は学研のeラーニングシステムを利用する。認定科目は研修会システム「マナブル」を使用し、オンデマンド配信、オンライン会議システムの「Zoom」を活用したライブ配信を行う。オンラインで受講ができるよう、インターネット接続環境を整えておく必要がある。

課題レポートやプレゼンテーションの作成にあたっては、Word、Excel、PowerPoint等を用いて資料を作成する。パソコンの基本的な使い方を理解しておく必要がある。

●スケジュールについて

ライブ配信を行う日数や集合研修の日数など、具体的なスケジュールは、毎年2月に公表している。

●情報収集の方法

毎年、「精神科認定看護師をめざす方のための説明会」の開催や日精看オンラインで情報提供を行っている。また、日精看ニュース(本協会の機関誌)においても、定期的に情報発信を行っている。

●認定制度に関する問い合わせ先

協会事務局認定事業担当 (tel:03-5796-7033:平日 8時~17時)

精神科認定看護師制度に関する費用

資格取得に関する費用は、下記のとおりである。なお、精神科認定看護師の資格は、本協会の会員に限定しているため、登録するには入会が必須である。

表14 受講資格審査から精神科認定看護師登録までの費用 (税込)

項目	会員価格	非会員価格	備考
受講資格審査	22,000円	44,000円	
教育課程受講料	766,480円	1,532,960円	科目修了試験の受験料を含む
修了試験	22,000円	44,000円	
認定試験	44,000円	88,000円	
登録料	22,000円		
合計	876,480円	1,752,960円	

注) 教育課程受講料の内訳は表15に示す。

表15 教育課程受講料内訳 (科目修了試験の受験料を含む) (税込)

項目	会員価格	非会員価格	備考
(内訳) 共通科目	426,580円	853,160円	
認定科目	213,400円	426,800円	
演習・実習	126,500円	253,000円	
小計	766,480円	1,532,960円	